

北海道地方年金記録訂正審議会議事録（第10回総会）

日時：令和5年4月25日（火）13時30分～

会場：年金審査課 第一会議室

○事務局（年金審査課長補佐）

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、只今から、北海道地方年金記録訂正審議会第10回総会を始めさせていただきます。

わたくしは、当審議会の事務局を務めます、北海道厚生局年金審査課 課長補佐の山崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音させていただきますので、あらかじめご了承ください。

加えて、北海道厚生局のホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、こちらにつきましても、ご了承くださいたいと思います。

総会に入ります前に、北海道地方年金記録訂正審議会委員として本月10日付で、荒委員、岡崎委員がそれぞれ任命されています。

本来であれば、直接任命通知をお渡しすべきところではございますが、あらかじめ机の上にお配りさせていただいておりますので、恐縮ではございますが、内容のご確認をお願いいたします。

岡崎委員におかれましては、本総会から初めて審議に加わっていただくこととなります。改めてご紹介いたします。

岡崎委員でございます。

岡崎です。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、北海道厚生局長の一瀬よりご挨拶申し上げます。

○北海道厚生局長

皆様、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

北海道厚生局長の一瀬でございます。

北海道地方年金記録訂正審議会の第10回総会にあたりまして、一言ご挨拶を

申し上げます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席を賜り感謝申し上げますとともに、日頃より、年金事業の適正な運用と円滑な推進に、ご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

また、当審議会委員の任期満了に伴い、再任又は新任として、委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

さて、年金記録の確認及び訂正につきましては、当該仕組みが、平成19年度に創設され、平成26年度までは、総務省の年金記録確認第三者委員会が担当し、その後、恒常的な年金記録訂正手続として、厚生労働省が担当しております。

受付件数だけを見ますと、発足当時と比べると減少傾向にあります。近年は概ね年間70件程度の受付で推移しているところでございます。

年金記録の確認及び訂正は、一過性のものではなく、恒常的な問題として、引き続き今後の動向を注視する必要があると考えております。

なお、年金制度は、国民の一人一人に対しまして、非常に長期にわたり、関わりを持つ制度でございます。

また、年金を受給する上で、その年金受給額の基礎となりますのが年金記録となります。

委員の皆様におかれましては、国民の皆様から提出されました、年金記録の訂正請求について、引き続き、中立的かつご専門の立場でご審議いただき、公平・公正、かつ客観的なご判断にお力添えいただきますようお願いいたします。

最後に、本年度も引き続き、円滑なご審議をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

続きまして、事務局出席者を紹介させていただきます。

飯野年金管理官です。

飯野と申します。よろしくお願いいたします。

梅田年金審査課長です。

梅田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

黒川主任年金記録調査官です。

黒川です。どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木管理係長です。

佐々木です。よろしくお願いします。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（年金審査課長補佐）

議事に入る前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

「議事次第」に続きまして、「資料」といたしまして、

【議題 1】 会長の選任について

【議題 2】 会長代行及び部会長の指名について

【議題 3】 令和 4 年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

の合計 3 点となっております。

資料に不足等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。ご確認ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

当審議会の会長でありました増谷委員の任期が、4月9日で満了しておりますので、新たに会長を選任する必要がございます。

地方年金記録審議会規則第 5 条第 3 項により「会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う」こととされておりますので、現在、会長代行であります毛利委員に議事進行をお願いしたいと思います。

毛利会長代行、どうぞよろしくお願いいたします。

○毛利会長代行

ただいまから、北海道地方年金記録訂正審議会第 10 回総会を始めます。

それでは、最初の議題に入る前に、会議の公開・非公開の取扱いについて判断いたします。

審議会運営規則第 9 条では、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とあります。

個人情報保護や公開することによって、本審議会の運営に支障をきたすような内容が含まれていない議題 1 から議題 3 までについては、公開といたしません。

なお、個人情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障をきた

すような内容については、議題4の「その他」でご議論いただき、非公開といたします。

また、事務局が審議会運営規則第12条第1項及び第2項の規定により議事要旨を作成し、会議資料や議事録と合わせて、北海道厚生局ホームページで公開いたします。

なお、議事録については、同条第4項の規定に基づき、議事録の署名人として、会長のほか、2名の委員を会長が指名することとなっています。

このあと会長選出後に指名することとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議の成立について、事務局から報告願います。

○事務局（年金審査課長）

年金審査課長の梅田でございます。

本日の会議は、委員総数5名に対しまして、5名の委員の皆様にご出席をいただいております。

過半数を満たしておりますので、地方年金記録訂正審議会規則第7条第1項の規定により、本日の会議は成立していることをご報告いたします。

【議題1】 会長の選任について

○毛利会長代行

それでは、議題に入らせていただきます。

最初の議題は、「会長の選任について」です。

資料1をご覧ください。

地方年金記録訂正審議会の会長の選出につきましては、地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項において、「審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。」とされております。

つきましては、この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。

○宮元委員

毛利委員をお願いしたいと思います。

○毛利会長代行

ただいま、宮元委員から毛利委員を推薦する旨、ご発言がございましたが、他の委員の皆様はいかがでしょう。

○委員

「異議なし」の声。

○毛利会長代行

それでは「異議なし」ということで、私が会長の職務に就かせていただきます。

○事務局（年金審査課長補佐）

毛利会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○毛利会長

私は、まだ1年目で経験不足かとは存じます。経験豊富な先生方がいらっしゃる中で、私のほうで、どこまで審議できるかと不安な面もございますが、充実した審議ができるように努めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目の議題に入ります前に、先ほど説明がございました議事録の署名人について指名させていただきます。

私のほかに、齊藤委員と岡崎委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○齊藤委員

はい、大丈夫です。

○岡崎委員

承知いたしました。

○毛利会長

事務局は、議事録が整理でき次第、私と齊藤委員、岡崎委員に議事録を送付し、確認の上、署名してもらってください。

【議題2】 会長代行及び部会長の指名について

○毛利会長

それでは、2番目の議題に入ります。

2番目の議題は、「会長代行及び部会長の指名について」です。

資料2をご覧ください。

会長代行につきましては、地方年金記録訂正審議会規則の第5条第3項において、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」とされています。

また、同規則の第6条第2項において、「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」、第3項において、「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされています。

これらの規定に基づき、私のほうで「会長代行」及び「部会長」を指名させていただきたいと思えます。

事務局は、「会長代行」、及び「部会長」の指名に関する資料を配付していただけますでしょうか。

※追加資料配付

○毛利会長

それでは、ただいま配布しました「追加資料」をご覧ください。

まず、会長代行には、荒委員を指名させていただきます。

よろしく申し上げます。

荒会長代行におかれましては、委員の改選期等において、会長が欠けている時は、会長代行としての職務をお願いいたします。

続いて、「部会長」を指名いたします。

部会は、荒委員、岡崎委員、齊藤委員、宮元委員と、私の5名で構成し、部会長は私が兼任いたします。

部会長代理は、荒委員に兼任をお願いいたします。

「会長代行」及び「部会長」の指名は以上です。

今後、地方審議会総会及び部会の開催は、必要な都度、私が招集します。

委員の皆様におかれましては、その都度、北海道厚生局長から諮問のあった、年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

【議題3】 令和4年度年金記録訂正請求の受付・処理状況について

○毛利会長

続きまして、議題の3番目、令和4年度年金記録訂正請求の受付・処理状況についてです。

事務局から説明お願いいたします。

○事務局（年金審査課長）

それでは、お手元に配布しております「議題3 令和4年度 年金記録訂正請求の受付・処理状況について」、恐縮ではございますが、座ったまま説明をさせていただきます。

ポイントを絞って説明をいたします。

まず、1ページでございます。

こちらの棒グラフは、年金記録問題に対処するため、総務省に年金記録確認地方第三者委員会が設置された平成19年度当時からの、北海道における受付件数と処理件数の推移です。

上段の受付件数は、ご覧のとおり、平成22年度をピークに減少し、厚生労働省北海道厚生局に年金審査課が設置された初年度の平成27年度の受付件数は141件でした。その後は、60～70件台で推移し、令和3年度は111件と増加傾向も見られましたが、令和4年度は、例年並みの72件の受付という状況です。

続いて、下段は処理件数の推移です。決定した件数のほか、取下げられた件数も含んでいますが、こちら受付け件数と同様、平成22年度をピークに、厚生労働省北海道厚生局に年金審査課が設置された初年度の平成27年度の処理件数は108件、その後も減少しながら推移しましたが、令和3年度は107件と受付件数の増加に伴い、処理件数についても増加傾向が見られましたが、こちら令和4年度は65件と例年並みの処理件数という状況です。

なお、受付件数よりも処理件数が上回っている年度がございますが、これは年度内に処理できなかった事案が、翌年度に繰越計上されているためでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

上段左側の棒グラフは、北海道地方年金記録訂正審議会における不訂正事案件数と口頭意見陳述の実施状況でございます。

不訂正事案とは、年金記録訂正の請求を受け付けたものの、当局の調査結果から、年金記録訂正を行わなかった事案となります。

令和4年度の口頭意見陳述の実施件数は、不訂正事案14件に対して2件でした。当審議会では、訂正請求者が口頭意見陳述を希望した場合には、100%実施していただいている状況です。

上段右側の、灰色に塗られた囲いの中は、当審議会の部会の体制及び委員数、そして部会の開催実績と1回当たりの平均審議件数の推移です。

部会の体制につきましては、平成27年度当初は、3部会制で、1部会に4人の委員で、総勢12人の委員がおりましたが、受付件数の減少に伴い、資料のとおり規模を縮小していき、令和元年度より現在の1部会5委員体制となっております。

部会の開催数につきましては、令和4年度の部会開催数は22回、1回当たりの平均審議件数は、2.54件となっております。

言い換えますと、令和4年度は、22回北海道厚生局にご足労いただき、1回の部会で、2件から3件のご審議をいただいたということになります。

下段の表は、令和4年度の北海道厚生局における年金記録訂正処理状況になります。

表の一番下の列の合計欄でご説明いたしますが、括弧内の12件は、令和3年度からの繰り越し件数となります。これに、令和4年度中の受付件数72件を合わせた84件が、令和4年度中の処理対象となっております。

このうち処分決定したものが54件、取下げ等は11件ございましたので、差し引きした19件が令和5年度、今年度への繰越件数となります。

続きまして、3ページ、4ページですが、これは厚生労働省のホームページで毎月、更新・公表されている全国版の受付・処理状況の資料です。

最初に3ページをご覧ください。

訂正請求に係る全国での受付・処理状況です。記載されている件数は、令和5年2月の単月と、年金記録訂正業務が総務省から厚生労働省に移行された後の、平成27年3月から令和5年2月までの累計件数となっております。

右側の累計件数を見ますと、国民年金は厚生年金と比べて受付件数が少なく、なおかつ不訂正決定が多いという状況が見てとれます。

左側の令和5年2月の単月分を見ましても、国民年金と厚生年金の比率は累計の件数と大きく変わらない状況も見取れます。

続いて4ページをご覧ください。

これは、平成27年3月から令和5年2月までの各厚生局、厚生支局、分室の受付件数、処理件数を制度別等に区分した表です。

こちらの資料からも、全国的に厚生年金保険の事案件数の多いことが見て取れるかと思えます。

また、受付件数から、それぞれの拠点の規模も読み取れますが、一番下の4列目の合計欄を見比べますと、北海道は、概ね千葉分室と同規模で、お隣の東北の6県合算よりは下回るというような状況も見取れます。

千葉県の人口は約627万人で、北海道の人口は約516万人ですので、北海道の方が千葉県より人口が110万人ほど少ないわけですが、年金記録の訂正請求の受付件数に関しては、ほぼ同規模ということが見て取れます。

次に5ページをご覧ください。

この5ページ以降の資料は、昨年12月に開催されました、第10回社会保障審議会年金記録訂正分科会の資料を一部抜粋したものととなります。

なお、令和4年度分については、下期を含めた4年度全体の件数等は、まだ集計されておりませんので、令和4年度のみ上期の概況となります。

それでは6ページをご覧ください。

上段の表は、年金事務所の窓口で受付した訂正請求の件数とその割合を、年度別、制度別等に区分したものです。

制度別で見ますと、厚生年金の受付件数は、平成27年度から年々減少傾向にありましたが、令和元年度から増加傾向に転じております。

国民年金につきましては、平成27年度以降、年々減少している状況です。

厚生年金の令和元年度からの増加傾向の要因としましては、事業所を単位とした、会社を単位とした、一括請求の件数が特に増加していることから、賞与や標準報酬月額に係る届け出漏れや届け出誤りによる事業所単位での訂正請求の増加が考えられるところです。

下段の棒グラフは、各厚生局、厚生支局、分室の令和2年度と令和3年度の受付件数の比較です。

先ほど上段の表で、令和3年度まで受付件数が増加傾向にあると申し上げましたが、この棒グラフを見ますと、約半数の6つの厚生局、分室が増加していますが、地域によって状況は様々であることが見てとれます。

続きまして、7ページをご覧ください。

こちらは、制度別・処理事案別の処理件数となっております。

厚生局での処理事案と日本年金機構での処理事案に分けて、件数記載されておりますが、総処理件数におけるそれぞれの合計処理件数の比率は、令和元年度は、厚生局処理事案3に対して、機構処理事案が7という比率の状況でした。

これが、令和3年度における比率では、厚生局処理事案2に対して機構処理事案8という割合になり、年々日本年金機構の処理事案の比率が高くなってきています。

これは、訂正請求の事案の内容が、以前のように昭和時代のものなど、古い記録に対するものではなく、比較的最近の記録に対して訂正請求が行われており、日本年金機構において、通常訂正処理を行って処理完結する比率が高くなってきていることが見てとれます。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらは、令和3年度の厚生局における処理事案を対象とした、請求者の住所地別件数です。東京都居住者からの請求が一番多く、令和3年度につきましては、北海道厚生局での処理件数も多かったことから、北海道居住者は全国で2番目に多いということでした。

続きまして9ページをご覧ください。

こちらは、厚生局が処理した請求期間の分類（事案類型）別の請求件数です。

厚生年金事案では、①の標準賞与額に係る訂正請求が、厚生年金事案の全体60%以上を占めているということが分かります。

国民年金事案では、⑤の保険料納付に係る訂正請求が、90%を超えている状況です。

続きまして10ページをご覧ください。

左側の表は、厚生局が処理した請求期間の分類（事案類型）別の請求件数に対する訂正・不訂正の処分決定件数。右側の横棒グラフは、その訂正決定率です。

左側①の標準賞与額に係る訂正請求の件数が一番多く、右側の訂正決定率のグラフでは、①の標準賞与額に係る訂正決定率が令和2年度は92.4%、令和3年度は87%と、厚生年金全体の訂正率を押し上げていることが分かります。

続きまして 11 ページをご覧ください。

こちらは、各厚生局、厚生支局、分室の上段の表が令和 3 年度の部会の開催状況、下段の表は口頭意見陳述の実施状況でございます。

続きまして 12 ページをご覧ください。

こちらは、不訂正の処分決定後の厚生労働大臣に対する審査請求の受付・裁決等件数でございます。

北海道厚生局では、令和 2 年度は国民年金 1 件、厚生年金 3 件、令和 3 年度は厚生年金 1 件の審査請求の受付がありましたが、すべて棄却となっております。令和 4 年度につきましては、審査請求の受付がございませんでした。

最後に 13 ページをご覧ください。

こちらは、年金記録訂正に係る、全国における提訴状況や判決・係争の状況となります。

一番下の表にございますとおり、令和 4 年度上期末時点において係争中のものは、全国で 15 件となっております。

北海道厚生局におきましては、上半期時点で 1 件の係争中の事案がございましたが、令和 5 年 3 月 16 日に上告棄却により判決が確定いたしましたので、現時点で、北海道厚生局においては、係争中の事案はございません。

以上、簡単ではございますが、令和 4 年度訂正請求の受付・処理状況についてのご報告とさせていただきます。

以上でございます。

○毛利会長

ありがとうございました。

ただいまご説明いただいた内容について、委員の皆さまから、ご質問やご意見等はございませんでしょうか。

○齊藤委員

私もよく分からないのでお聴きしたいのですが、4 ページのところで、4 ページじゃなくてもいいのですが、受付件数と処理件数に差異がありますよね。それは、受付したけれども処理が翌年に回ったとかそういうようなイメージでいいということですか。

○事務局（年金審査課長）

はい。そうです。

○齊藤委員

分かりました。ありがとうございます。

○宮元委員

私もいいですか。

11 ページの口頭意見陳述についてお伺いしたいのですが、令和3年度だと確かに北海道は2件ぐらいだったかなと。全国を見ても東京なんかはこんなにやっていて0件なんですね。やり方というのは、全国同じなんですかね。北海道は電話でとかいろいろとやるじゃないですか。

○事務局（年金審査課長）

基本的には一緒です。

○宮元委員

そんなもんなんですね。びっくりしました。

○事務局（年金審査課長）

正直、私もこれはびっくりしました。少ないんだなど。

○毛利会長

よろしいですか、8ページ請求者住所地別で、北海道が東京に次いで2番になっているのですが、これはどんな要因なんでしょうかね。

○事務局（年金審査課長）

令和3年度ですが、先ほどもお話ししましたが、一時的に会社の、事業所単位での受付が多かったものですから、その影響だと思うんですよね。いつもは70件くらいできているところを、令和3年度だけ北海道がどんと上がったんですけれども。

○毛利会長

ああ、その関係でなんですね。

○事務局（年金審査課長）

だと思います。それ以外ないんですけど。

○毛利会長

分かりました。

他にご質問等はよろしいですか。

そうでしたら、次の議題にいきたいと思います。

【議題4】 その他

○毛利会長

次の議題は、「その他」についてです。

冒頭、お話ししましたとおり、ここからは個人情報の保護等、本審議の運営に支障をきたすような内容の議論をいたしますので、「非公開」といたします。

《以後非公開》